



0,110円の支給を求める本件申請に対して、本件保証料が令和6年1月31日に支払われている事実を踏まえ、問答集問13-2答1に照らし、遡及変更の対象とは認められないことから、令和6年5月14日付けで、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 本件申請を却下した処分庁の判断の適否について

ア 審査請求人の主張

審査請求人は次のとおり主張する。審査請求人が令和6年1月31日に支払った金員52,200円のうち、10,000円は本件保証料に充当されるものではなく、滞納賃料の返済に充当されるものとして支払ったものである。たとえ、保証会社である株式会社〇〇〇〇（以下「A」という。）が10,000円を本件保証料に充当していたとしても、それは合意充当に反しており、弁済の利益の多さに鑑みれば、10,000円は遅延損害金が発生する滞納賃料に充当されるべきであるから、Aの一方的な主張を基に、同日に審査請求人が本件保証料を支払ったと判断の上、問答集問13-2答1に照らし、遡及変更の期間を経過しているとして本件申請を却下することは違法である。また、本件申請が遅延した理由は、Aが誤った充当により、同日に本件保証料が充当されたことについて、知り得ない状況であったためであり、審査請求人の過失はない。さらに、処分庁は、本件処分において、遡及変更の期限について問答集問13-2答1を引用し、判断の根拠としているが、これは法令ではなく、行政解釈の通達に過ぎず、審査請求人に過失なく申請の機会を逸した場合にまで、問答集問13-2答1に基づき、遡及変更を制限することは、法の趣旨に照らし違法である。

イ 3か月を超えて審査請求人の最低生活費を遡及変更しないと判断したことについて

扶助費追加支給の限度については、問答集問13-2答1のとおり、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要がある場合について、最低生活費の遡及変更は3か月程度と考えることとする一方、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえないとされている。

本件では、①令和4年11月30日、審査請求人が自身の住居の貸主（住宅管理会社でもある株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「B」という。）と締結した住居に係る賃貸借契約には、家賃債務保証委託契約について所定の更新料等を支払い、遅滞なく契約を更新する旨が定められていること、②同日、審査請求人とAは、年間保証委託料を10,000円とする保証委託契約を締結したこと、③令和6年1月25日、Aは、本件保証料の支払に関す

る審査請求人との交渉の結果、同月31日に支払う旨審査請求人と約束したこと、④同日、審査請求人はAに対し、52,200円を支払ったこと、⑤同年4月11日、処分庁は審査請求人から、支払期限を令和5年12月16日とする本件保証料の請求書を受領したこと、⑥令和6年4月12日、処分庁は、前記⑤の請求書の提出を受け、Aに対し本件保証料の支払状況について確認し、本件保証料は同年1月31日に10,000円を領収済みであるとの回答を得たこと、⑦審査請求人は、Aから、本件保証料の入金日を同年1月31日とする書簡を受け取り、同年4月15日、これを処分庁に対し提出したこと、⑧同年5月2日、処分庁は審査請求人より本件申請を受けたこと、⑨同月7日、処分庁は、Aに対し、本件保証料の支払いに至るまでの経過を確認したこと、⑩同月8日、処分庁はケース診断会議を開催し、本件保証料は令和6年1月31日に支払い済みであると判断し、問答集問13-2答1に照らし、遡及変更期間を経過していることから、本件申請を却下する方針を決定の上、審査請求人に対し、同月14日付けで本件処分を行ったことが認められる。

これらの事実を踏まえると、審査請求人の住居に係る賃貸借契約及び本件保証委託契約に基づく本件保証料の支払義務の履行に関し、審査請求人とAは交渉の末、本件保証料の支払日を令和6年1月31日とする旨合意したことや、Aから審査請求人に宛てた書簡には、本件保証料の入金日は同日、入金額10,000円及び対象年度の記載があることを踏まえれば、審査請求人が同日に支払った52,200円の内、10,000円については、本件保証料の支払としてなされたものと判断できる。そうすると、審査請求人がAに対し、本件保証料を支払った日は、同日であると認められるから、本件申請が行われたのは同年5月14日であることを踏まえると、問答集問13-2答1に照らし、審査請求人の最低生活費を遡及変更できる範囲を超えているものと判断できる。したがって、この点に関する処分庁の判断に誤りは認められない。

また、審査請求人は、Aから本件保証料の支払期限を令和5年12月16日とする旨の請求書受領後から処分庁へ来所する令和6年4月11日に至るまでの間、毎月処分庁に来庁していたにもかかわらず、処分庁に対し、本件保証料に係る保護費の支給について、相談等をした事実が認められないところ、長期不在の事情もなく、本件事実関係において、遡及支給可能期間内に申請を困難とする事情は認められない。そうすると、審査請求人は本件保証料の支払の必要性を了知し、処分庁へ相談及び申請できる状況にありながら、少なくとも請求書に記載された本件保証料の支払期限である令和5年12月16日から約4か月間、それらを怠ったといえ、審査請求人に帰責事由がないと認めるに足る事実は見当たらない。したがって、本件保証料の支給

に係る最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、審査請求人に帰責事由がないとはいえない。

さらに、処分庁においては、審査請求人から申出等を受けた令和6年4月11日までの間、審査請求人の本件保証料の支払について了知しない状況にあり、審査請求人の申出を受けた後は、本件保証料の支払日等について事実関係を明らかにするべく、Aから審査請求人宛てに発行した請求書及び入金内容を示した書簡の内容を確認するとともに、Aに対し、本件保証料の支払日が同年1月31日であること及び支払に至る経緯を重ねて確認したことが認められる。そして、処分庁はこれらの事実を踏まえ、組織的な検討を行い、本件申請を拒否する旨の意思決定を行ったことに鑑みれば、処分庁において、本件処分における事実認定を誤ったことが明らかであると評価することはできない。

ウ 以上より、問答集問13-2答1に照らし、発見月の前々月を超える過去の需要である本件保証料の支給を求める本件申請を却下した処分庁の判断に不合理な点はない。

(3) なお、審査請求人は、充当先が滞納家賃か本件保証料かについて、当事者間の見解の相違がある場合、一方当事者が作成した書類や資料のみに依拠することは許されないにもかかわらず、処分庁はAのみの主張に依拠して判断を行ったことから、誤った事実認定に基づく本件処分は取り消されるべき旨主張する。しかしながら、審査請求人はAとの交渉の結果、本件保証料を令和6年1月31日に支払うことを約束し、Aは審査請求人との交渉の経緯を踏まえ、同日に支払った52,200円のうち、10,000円を本件保証料に充当しているため、本件保証料の支払日は同日であることが本件事件記録から認められる。そして、処分庁は、Aから審査請求人に宛てた書簡に記載された内容について、A社に対し聞き取り、本件保証料の支払の経緯を確認した上で、本件処分を行うに至っている。したがって、本件処分において、処分庁の事実認定に誤りは認められない。

したがって、本件処分に事実認定並びに法令等の解釈及び適用を誤った事実は認められないから、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和7年12月 1日 諮問の受付

令和7年12月 3日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知  
主張書面等の提出期限：令和7年12月17日

口頭意見陳述申立期限：令和7年12月17日（審査  
請求人申立：令和7年12月  
11日付け）

令和7年12月23日 第1回審議

令和8年 1月 8日 処分庁及び審査請求人への回答の求め

提出期限：1月20日（審査請求人代理人回答：令和  
8年1月20日付け、処分庁回答：令和8年1月26  
日付け〇〇〇〇〇第795号）

令和8年 1月29日 第2回審議・口頭意見陳述

令和8年 2月 4日 処分庁及び審査庁に対する回答の求め

提出期限：2月18日（審査庁回答：令和8年2月5  
日付け社援第3319号。処分庁回答：令和8年2月  
25日付け〇〇〇〇〇第892号）

令和8年 2月26日 第3回審議

令和8年 3月24日 第4回審議

## 第5 審査会の判断

### 1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条第1項は「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第7条は、申請保護の原則として「保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。」と定めている。
- (5) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことの

できない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

- (6) 法第9条は、「保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする。」と定めている。
- (7) 法第14条は、「住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。一 住居 二 補修その他住宅の維持のために必要なもの」と定めている。
- (8) 法第24条第3項は、「保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。」と、同条第9項は、「第1項から第7項までの規定は、第7条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。」と定めている。
- (9) 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第7の4（1）クは、「被保護者が居住する借家、借間の契約更新等に際し、契約更新料等を必要とする場合には、オに定める特別基準額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして必要な額を認定して差しつかえない。」と記している。

なお、局長通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項に規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (10) 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第7問88は、「契約更新料等として、更新手数料、火災保険料、保証料を認定してよいか。」の答として、「必要やむを得ない場合には、契約更新に必要なものとして認定して差し支えない。」と記している。

なお、課長通知は処理基準である。

- (11) 問答集問13-2答1は、「(a) 世帯員の転入等の事実が明らかとなったため、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じたとき。」の扶助費追加支給の限度について、「(前略) 本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、

最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」とし、さらに「ただし、最低生活費の認定変更が適切に行われなかったことについて、受給者に何ら過失がないなどの受給者に帰責する事由がなく、かつ保護の実施機関において認定を誤ったことが明らかな場合は、発見月から前5年間を限度として追加支給して差しつかえない。（後略）」と記している。

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和5年1月1日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、法による保護を開始した。この保護決定は、審査請求人が〇〇〇〇〇〇から転入したことを契機として行われたものであった。その際、基準額71,900円（経過的加算2,090円を含む）、加算額29,610円（障がい者加算26,810円、介護保険料加算2,800円の合計）、冬季加算2,630円、住宅扶助40,000円が支給決定されている。
- (2) 令和4年11月30日付けで、審査請求人はBとの間で、令和4年12月1日を始期、令和6年11月30日を終期とする〇〇〇〇〇〇の居宅の賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を、Aとの間で保証委託契約（以下「本件保証契約」という。）を締結した。本件賃貸借契約は賃貸料月額40,000円、定額水道料月額2,200円（前払）とするとともに第20条において借主が連帯保証人を置くこと、連帯保証人が欠けた場合や貸主が不適切と認めた場合等において借主が連帯保証人を選任することを必要としている。そして、本件保証契約においては、審査請求人がAに保証委託料を支払うことで、Aが本件賃貸借契約について審査請求人の連帯保証人となるものであり（本件保証契約第1条）、Aは賃料の滞納があった場合はBに対し代位弁済の上審査請求人に対し求償を行うこととなる。なお、保証委託料は初回が16,880円、以降一年ごとに一律10,000円である。
- (3) 令和6年1月18日より、Aは審査請求人に対し令和6年1月分賃料（支払期限：令和5年12月31日）及び令和5年12月1日からの契約更新に係る保証委託料の未払いがあるとして複数回連絡を行った。Aの交渉記録（以下「交渉記録」という）88（1月25日）には「【交渉内容】年保の件、

1/31上乗せで払います」との記載が、交渉記録80（1月31日）には52,200円を振り込んだ旨審査請求人より連絡があったとの記載が、交渉記録77（1月31日）には「入金報告」との記載があった。

また、交渉記録41（4月12日）によると審査請求人が保証料払込に関するハガキ（支払用ハガキと思われる）を処分庁に持参したとして、処分庁は「ハガキの記載が2月のものであれば支給ができる」とした上でAに対し支払証明書の記載を2月とできないかどうかの確認があった。これに対し記録40（4月15日）においてAは、本件保証委託料が1月31日に支払済となっていることから、そのような対応はできない旨の回答を行った。

なお、審査請求人の説明によると、審査請求人は令和6年1月18日頃、Aから滞納家賃（令和6年1月分）の請求を受けたが、一括して支払う資力がないため、令和6年1月25日午前10時頃に、A担当者に対して毎月の家賃に10,000円を加算して滞納家賃を分割弁済する旨説明したものであり、本件保証料を1月31日までに支払うとした交渉記録88の記載は事実誤認であるとのことである。なお、本件賃貸借契約及び本件保証契約において、審査請求人の支払に係る充当方法についての規定はない。

- (4) 令和6年4月15日、審査請求人が処分庁に領収書を持参したが、処分庁は、同年1月31日入金済みで遡及期間の2か月前を超えているとして支給はできないと説明した。
- (5) 令和6年5月2日、審査請求人は本件申請を行った。
- (6) 令和6年5月7日、処分庁はAに対し本件保証料支払の経過について電話で確認を行った。A担当者の説明としては、令和6年1月分の賃料（支払期限：令和5年12月末）が未納であったため、1月中旬に本件保証料と併せて支払うよう依頼したこと、審査請求人が月額家賃に10,000円ずつ上乗せして支払えば良いと理解し、月末に納付をしたので、10,000円を本件保証料として充当したとのことであった。
- (7) 令和6年5月8日、処分庁はケース診断会議を開催し「(前略)〔審査請求人〕は保証料に充当されていることを預かり知らなかったとのことではあるが、保証料の支払いについては契約書に明記され(中略)既に1月31日に支払いを済ませていることから、既に自弁したものであると判断。賃貸契約の更新時期(12月)が過ぎていても居住できていることも踏まえ、(中略)問答集問13-2のとおり、遡及支給期間を経過していることから、申請を却下する。」と結論付けた。
- (8) 令和6年5月14日、処分庁は本件処分を行った。申請却下の理由としては、「生活保護の扶助費については、保護の申請月からその前々月までしか遡って支給することができません。したがって、令和6年1月31日に支払われた保証料について、令和6年4月に相談がありましたが、その時点で既に

遡及支給可能期間が経過しているため、保護の申請を却下します。」と記載されていた。

(9) 令和6年8月2日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

### 3 判断

(1) 本件についてみると、処分庁は、本件保証料及び手数料110円の合計10,110円の支給を求める本件申請に対して、本件保証料が令和6年1月31日に支払われている事実を踏まえ、問答集問13-2答1に照らし、遡及変更の対象とは認められないことから、令和6年5月14日付けで、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 本件申請を却下した処分庁の判断の適否について、審査請求人は次のとおり主張する。審査請求人が令和6年1月31日に支払った金員52,200円のうち、10,000円は本件保証料に充当されるものではなく、未払賃料の返済に充当されるものとして支払ったものである。たとえ、Aが10,000円を本件保証料に充当していたとしても、それは合意充当に反しており、弁済の利益の多さに鑑みれば、10,000円は遅延損害金が発生する滞納賃料に充当されるべきであるから、Aの一方的な主張を基に、同日に審査請求人が本件保証料を支払ったと判断の上、問答集問13-2答1に照らし、遡及変更の期間を経過しているとして本件申請を却下することは違法である。また、本件申請が遅延した理由は、Aが誤った充当により、同日に本件保証料が充当されたことについて、知り得ない状況であったためであり、審査請求人の過失はない。さらに、処分庁は、本件処分において、遡及変更の期限について問答集問13-2答1を引用し、判断の根拠としているが、これは法令ではなく、行政解釈の通達に過ぎず、審査請求人に過失なく申請の機会を逸した場合にまで、問答集問13-2答1に基づき、遡及変更を制限することは、法の趣旨に照らし違法であるというのである。

(3) まず、審査請求人は民法（明治29年法律第89号）第490条の合意充当によって10,000円の支払いを未払賃料に充当した旨主張する（再反論書）。Aは本件保証料について受領する権限を有するとともに、未払賃料相当額についてもBに対する代位弁済により審査請求人に求償権を有するものであるから、本件保証料、未払賃料相当額いずれについても受領権限を有するものであるが、審査請求人の主張どおり今回争訟の対象となっている支払いが未払賃料に充当されるべきなのであれば、本件保証料は未払状態ということになるから、本件における遡及支給の問題がそもそも生じ得ないものである。

しかし、本件においてAは本件保証料の支払いを審査請求人に督促しつ

づけているものであり、審査請求人提出の甲3号証（Aから審査請求人あての通知文書）でもAは令和6年1月31日に本件保証料として10,000円を受領したとの認識である以上、合意があることを否定しているものといえ、合意充当と評価できる事実はない。それでは民法第488条第1項から第3項に定める指定充当に当たるか。本件では審査請求人は当初より保証委託料でなく未払賃料に充当するよう求めている旨主張している。もっとも交渉記録においては審査請求人がそのような指定を行った事実は伺えない。交渉記録はA側の資料ではあるが、交渉経過としてA担当者が複数人で書き込み、相互チェックが可能な態様である以上、虚偽の記載を行うことは考えにくく、一定の信頼性が認められるものであることからすると、審査請求人が弁済において指定充当を行った事実は認められない。本件においては交渉記録からはむしろAが支払請求のハガキにより弁済を指定していると捉えられ、これに対し弁済者がただちに異議を申し立てた事実も認められないから、Aによる指定充当があったものと評価すべきである。

- (4) 次に、処分庁が問答集問13-2答1を根拠として3か月を超えて審査請求人の最低生活費を遡及変更しないと判断したことについてはどう考えるべきか。

扶助費追加支給の限度については、問答集問13-2答1において、(前略)本来転入その他最低生活費の認定変更を必要とするような事項については、収入申告と同様、受給者に届出の義務が課せられているところでもあるし、また、一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」としている。

本件では、処分庁は、発見月を審査請求人が相談を行った令和6年4月12日とした上で、問答集問13-2答1の「発見月からその前々月分まで」という記載に依拠し、「発見月」として相談のあった4月からその前々月である「2月」を遡及の限度とし、1月31日の審査請求人の支払いについて遡及対象外としたものである。

この点、処分庁の回答を参照すると、処分庁は、問答集問13-2答1の保護費の遡及支給については、法的安定性の観点から、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第18条の不服申立期間の規定を参照しつつも、生活保護においては月単位での給付がなされることから、行政不服審

査法同様に3か月を実日数と捉えず、あくまで月単位で遡及する、すなわち「発見月から前々月分まで」という括弧書きは「3か月程度」を限定するものと解釈していると考えられる。

この点、当審査会が厚生労働省社会・援護局保護課に問答集問13-2答1の解釈について電話照会したところ、問答集における「発見月」とは申請日（本件においては令和6年5月2日）を含む月である旨の解釈が示された。また、「3か月程度（発見月からその前々月まで）」の文言については、月単位で捉えるか実日数で捉えるかについては明確な解釈は示されなかった。

そもそも、法は遡及支給について特段の定めを置いておらず、生活困窮者の最低生活の需要が充足されないという保護の必要性が存在する場合には、保護の実施機関たる行政庁は保護を実施しなければならないのであって、保護の必要性を示す具体的事実が事後に判明した場合であっても、行政庁は保護の実施により最低生活の需要を充足すべきものである。しかしながら、いつまでも遡及支給ができることは法的安定性の観点から望ましくないことも事実であり、法は、遡及可能な期間に係る判断に関し、生活保護事務に通暁し、個別の事情に鑑みた判断を行うことが可能な行政庁の適切な裁量権の行使に委ねる趣旨を有するものと解される。したがって、問答集問13-2答1は、技術的助言として国から出されたものではあるが、その法的性質としては遡及支給に係る裁量判断に際しての準則たる裁量基準としての性質を有するものといえる。そうであるならば、公正かつ平等な取扱いの要請等により、行政庁は原則として当該基準にき束されるものの、単に当該基準の内、機械的に適用可能な部分を形式的・硬直的に適用すれば足りるものではなく、当該基準中に例外的な取扱いや幅のある取扱いを許容する部分がある場合には、事案に応じて、それらの採用をも積極的に考慮し、弾力的にこれを運用するよう努めるべきである（最判平成10年7月16日判時1652号52頁、最判平成27年3月3日民集69巻2号143頁参照）。法が第9条で必要即応の原則を定めているのは、行政庁に要保護者の「実際の必要の相違」という個別事情を考慮した弾力的な運用を求めていると解される。

以上を前提に検討するに、生活保護も月半ばでの支給開始時等においては日割り計算にて支給されることを勘案すると、厳格に月単位の原則を踏まえることが常に適切とは考え難い。例えば、発見月の中でも月初と月末では一月近くの差があるが、処分庁の解釈ではそれらは全く同列に扱われることとなり、公平性の観点からは疑問が残ると言わざるをえない。行政不服審査法の考え方を起点にするのであれば、「3か月程度」とあるのは、月単位の考え方を尊重しつつも、実日数の考え方を参酌し計算することは

許容されうるものと解するべきである。したがって、括弧書きの「発見月からその前々月まで」は「3か月程度」の典型例を示しているにとどまり、「3か月程度」は月単位の考え方に拘束されないと考えられる。

そして「程度」とあることについては、問答集問13-2答1が「3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でない」と記していることに鑑みれば、扶助費が「生活困窮に直接的に対処する給付」に該当するか否かという観点から、行政庁が個別事情に基づき保護の必要性を判断すべき旨を表したものと解される。上記のとおり、問答集の法的性質は裁量基準であると考えられ、個別の事情に照らし、事案によっては「程度」という幅のある定めを弾力的に運用し、3か月を超えての遡及支給も認められ得るし、法もそれを許容していると考えられる。

本件においては、遡及日数の3か月を民法第143条に従い暦日で計算した場合は、申請日の5月2日の3か月前は2月2日となることから、本件保証料の支払日である1月31日保証料の支払期限であり支払日である1月31日にかろうじて及ばないものの、2日間の差異に過ぎない。また、本発見月についての解釈は厚生労働省の見解のとおり「申請日を含む月」であるとするのが原則と解されるものの、先述のとおり、処分庁は保護の必要性につき審査請求人の個別事情に基づき判断を行う必要があったところ、本件においては、審査請求人が賃料を滞納するほどの困窮状態にあった事情があったものであり、さらに言えば、令和6年4月15日に審査請求人が本件保証料の領収書を持参した際に、仮に処分庁が問答集の柔軟な運用を前提に、審査請求人に対して速やかに申請を行うよう助言していれば、当該日を発見日として実日数で計算する限りにおいて問答集問13-2答1の適用を受け得た余地もあった可能性がある。しかし、本件において処分庁は、発見月を令和6年4月としてその前々月である2月を遡及の限界と機械的に判断したのみで、上記のような個別事情については一切考慮していない。

したがって、本件処分においては、その判断過程において考慮不尽の違法があったと解さざるを得ない。もっとも、本件では審査庁は処分庁の上級行政庁ではないため、本件処分について変更を命ずることはできず、取り消すのみにとどまる。

- (5) 以上のとおり、本件処分は違法であるから、本件審査請求は行政不服審査法第46条第1項に基づき認容すべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会  
委員（部会長）原田 裕彦

委員  
委員

海道 俊明  
福島 豪